

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請について、認定の結果は次のとおりです。

～平成30年8月1日から～

自己負担限度額一覧

負担割合	区分	該当 チェック	減額認定証 の区分	対象者	1カ月の上限		食事代 (1食)	
					外来	入院		
70歳以上	3割		現役Ⅲ	課税所得690万円以上の世帯	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 140,100円※1		460円	
			現役Ⅱ	課税所得380万円以上の世帯	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 93,000円※1			
			現役Ⅰ	課税所得145万円以上の世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 44,400円※1			
	2割 または 1割		一般	住民税が課税されているが課税所得145万円未満の世帯	18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 44,400円※1		210円※2
			低所得者	区分Ⅱ	住民税が非課税の世帯で、 区分Ⅰ以外の方	8,000円	24,600円	
			区分Ⅰ	住民税が非課税の世帯で、その世帯の所得が0円になる人(年金の場合受給額80万円以下)	8,000円	15,000円		100円
70歳未満	3割 (小学校就 学前は2 割)		区分ア	旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 140,100円※1		460円	
			区分イ	旧ただし書所得600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 93,000円※1			
			一般	区分ウ	旧ただし書所得210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 44,400円※1		
				区分エ	旧ただし書所得210万円以下	57,600円 44,400円※1		
			低所得者	区分オ	住民税が非課税の世帯	35,400円 24,600円※1		210円※2

※1 12ヶ月以内に3回該当した場合、4回目以降の額 (区分の変更があっても多数回該当は継続)

※2 入院日数の合計が90日を超えた場合、申請月の翌月から160円 … 該当する方は次のものをご準備のうえ、再度申請してください。
(必要な物: 交付された認定証、入院日数が確認できる領収書、世帯主の印鑑・通帳)

～70歳以上の「現役並み所得者」および「一般」の区分の方には限度額適用認定証は交付されませんのでご了承ください。～

【 問合せ先: 岩泉町役場 町民課 国保年金室 電話番号 0194-22-2111(内線223・224・240) 】